

令和8年度横浜市みどり保全創造事業費会計予算

令和8年度横浜市のみどり保全創造事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,322,399千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

令和8年2月10日提出

横浜市長 山中竹春

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 2,622
	1 使用料	2,622
2 国庫支出金		959,510
	1 国庫補助金	959,510
3 県支出金		150
	1 県委託金	150
4 財産収入		10,000
	1 財産運用収入	10,000
5 繰入金		6,730,746
	1 他会計繰入金	3,773,096
	2 基金繰入金	2,957,650
6 諸収入		5,371
	1 雜入	5,371
7 市債		3,614,000
	1 市債	3,614,000
歳 入 合 計		11,322,399

歳 出

款	項	金額
1 みどり保全創造事業費		千円 11,322,399
	1 みどり保全創造事業費	5,697,100
	2 みどり保全事業費	3,076,475
	3 基金積立金	10,000
	4 公債費	2,537,824
	5 予備費	1,000
歳 出 合 計		11,322,399

第2表 債務負担行為

追加

事項	期間	限度額
緑地施設修繕工事請負契約	令和9年度	限度額 9,000千円

第3表 市 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償還の方法
樹林地保全創造費	1,504,000 千円	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和8会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。	8.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
都市農地保全費	838,000			
緑化推進創造費	35,000			
樹林地保全費	1,237,000			
計	3,614,000			